

なにが
どう変わる？

令和4年1月施行

改正電子帳簿 保存法



CONTENTS

1 電子帳簿保存法ってどんなもの？	2
2 なぜ改正されたの？	3
3 電子帳簿等保存はどう変わったの？	4
4 スキャナ保存はどう変わったの？	6
5 電子取引の保存はどう変わったの？	8

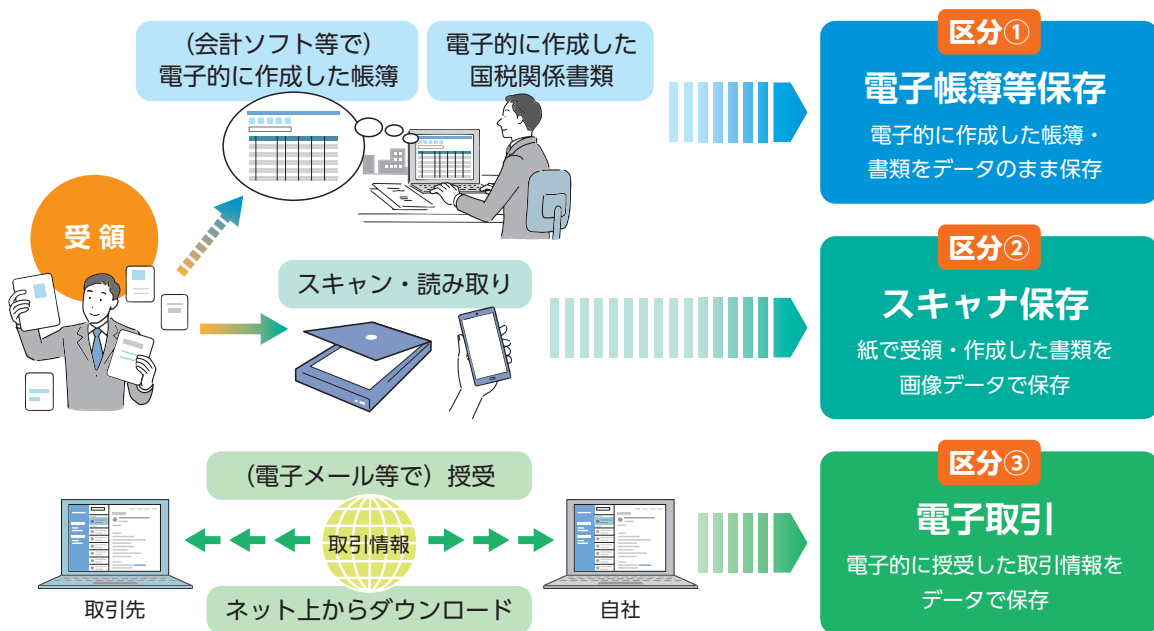
1

電子帳簿保存法ってどんなもの？

電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）は、税法で原則として紙での保存が義務づけられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすることや、電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電子データによる帳簿や書類の保存は、大きく3種類に区分されています（下図参照）。

■ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）



(国税庁パンフレットを一部加工)

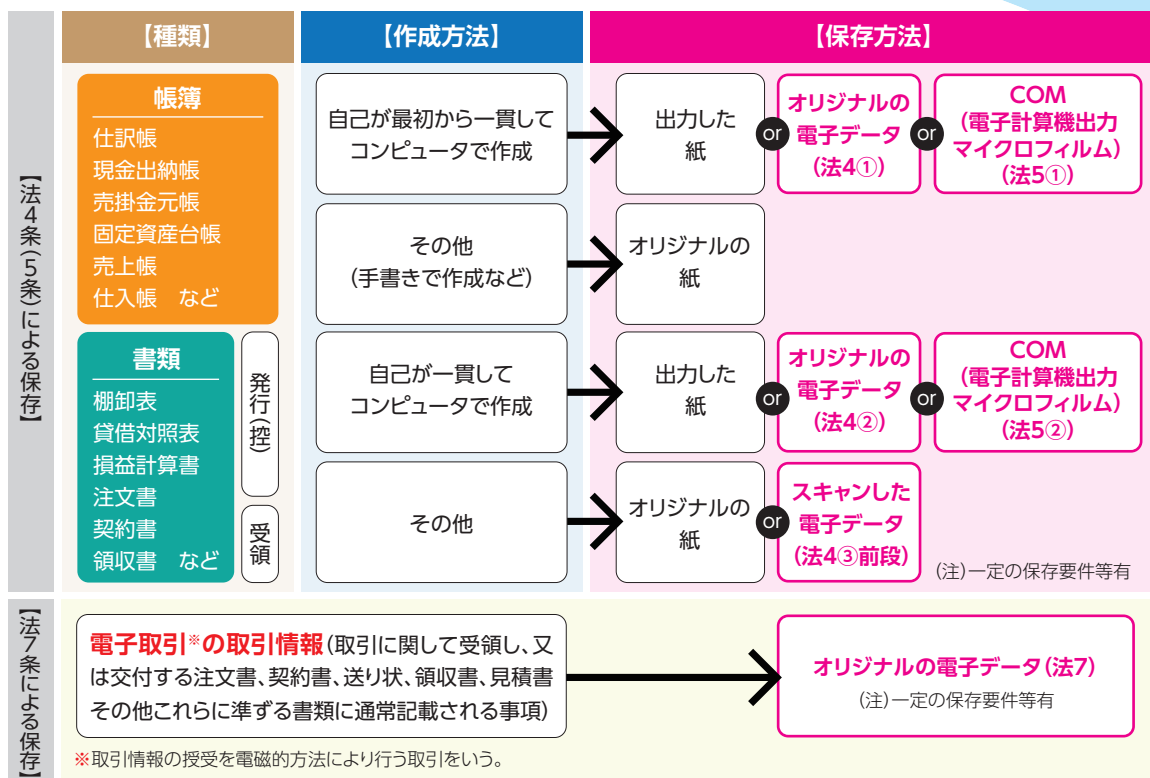
区分① は、会計ソフト等で電子的に作成した帳簿書類については、一定の要件の下で、電子データ等による保存が認められるというものです。

区分② は、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の書類（決算関係書類を除きます。）について、書面による保存に代えて、一定の要件の下で、スキャン文書による保存が認められるというものです。

区分③ は、**所得税**（源泉徴収に係る所得税を除きます。）及び**法人税**の保存義務者が電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報（注文書、領収書等に通常記載される事項）を電子データにより保存しなければならないというものです。

■ 帳簿書類等の保存方法の全体像

〈法…電子帳簿保存法〉



(注) 棚卸表、貸借対照表など決算関係書類は、スキャナ保存対象外。

(国税庁Q&Aを一部加工)

2 なぜ改正されたの？

経済社会のデジタル化を踏まえ、**経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等**に資するため、令和3年度税制改正において、電子帳簿保存法の改正が行われました（**令和4年1月1日施行**）。この改正により、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は、次ページ以降の**3～5**をご覧ください。

■ インボイスと電子帳簿保存法との関係

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まります。インボイス制度導入後、仕入税額控除を行うためには、受領したインボイス（適格請求書）の保存が必要となります。書面で受領したインボイスは、そのまま保存するかスキャンした電子データで保存します。電子データで保存する場合、電子帳簿保存法の要件を満たす必要があります。一方、電子インボイスを受領した場合は、オリジナルの電子データで保存するか一定の出力書面で保存します。電子取引の取引情報であっても、消費税法上は、出力書面での保存が可能であり、これを保存することで仕入税額控除ができます。

3

電子帳簿等保存 **区分①** はどう変わったの？

(1) 税務署長の事前承認制度の廃止

これまで、電子的に作成した国税関係**帳簿**を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、**事前承認は不要**とされました（国税関係**書類**についても同様）。

➡ 令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

(2) 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の整備

一定の国税関係帳簿^(注1)について**優良な電子帳簿の要件**^(注2)を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される**過少申告加算税が5%軽減**される措置が整備されました（申告漏れについて隠蔽・仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

（注1） 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2） 「電子帳簿の保存要件の概要」（次ページ）の“**優良**”の要件をご確認ください。

➡ 令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

(3) 最低限の要件を満たす電子帳簿についても電磁的記録による保存等が可能に

最低限の要件を満たす電子帳簿についても電磁的記録による保存等が可能になりました。正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、「電子帳簿の保存要件の概要」（次ページ）の“**その他**”の要件をご確認ください。

➡ 令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

